

(案) 平成25年 月 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議会  
会 長 中 登

流山市老人クラブ等活動補助金交付要綱及び流山市地区敬老行事支援事業実施要領の一部改正について（答申）  
平成25年6月7日付け流社第148号で諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

記

老人クラブへの補助金及び敬老行事開催に伴う地区社会福祉協議会への支援について、流山市福祉施策審議会委員それぞれの立場や視点で慎重に審議した見解は、次のとおりです。

1 流山市老人クラブ等活動補助金交付内容及び金額の変更について

全国的に老人クラブへの加入者数が減少傾向にあり、加入促進とクラブ活動の維持増進を図る上で、今回提案の補助金額の改正は高く評価し、市の考えに同意します。ただし、改正に当たり老人クラブ間の公平性及び老人クラブへの加入促進を奨励するために、以下の点に配慮するべきと考えます。

- (1) 全てのクラブが現行の補助金額を下回らないようにすること。
- (2) 個々のクラブの活動実態に相応する額になるよう熟考すること。

2 流山市地区敬老行事支援事業実施に伴う報償費の支給内容及び金額の変更について

年間の行事規模及び参加者数を勘案した報償費は、公平を保つ上で妥当なものであり、今回の改正に当たっての市の考えに同意します。ただし、改正に当たり以下の点に配慮すべきと考えます。

- (1) 加算基準となる行事開催数及び参加者数の目標値を実施可能な数値にすること。
- (2) 支給額を見直すことにより現行の報償費を大きく下回る地区が出ないようにすること。

本審議会における意見を十分考慮し、流山市のあるべき将来の姿を見据え、市民の理解が得られるように、対応していただくことを要望します。